

飯塚市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第24条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月28日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬戸 元

- 1 措置を講じた部署 都市建設部 建設政策課、土木管理課、都市計画課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

## 定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

## 建設政策課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 定期駐車券の許可について</b></p> <p>飯塚市営駐車場条例施行規則第5条第2項によれば、「定期駐車券の発行を求める者は、あらかじめ定期駐車申込書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、指定管理者が市長の承認を得ずに申請から許可及び定期券の発行全てを行っていた。また、同規則により申込書の様式が定められているが、指定管理者が作成した「定期駐車申込書」により許可を行っていた。</p> <p>早急に、一連の事務手続きについて指定管理者と協議するとともに、今後は規則に基づき、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>一連の事務手続きについて指定管理者と協議し、令和6年1月受付より是正しております。</p> <p>指摘のあった市長の承認についてですが、指定管理者へ「定期駐車申込書」の提出があれば即時で市役所へFAX及び報告をするように指導し、その許可決裁が完了後、指定管理者が定期券及び許可書の発行をするようにした。</p> <p>また指摘のあった様式については、「定期駐車申込書」「定期駐車許可書」双方の指定管理者名を飯塚市長へと変更した。</p>
<p><b>2 定住促進事業に係る補助金の交付について</b></p> <p>定住化促進事業に係る補助金等（飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金、飯塚市定住促進住宅改修補助金）の交付事務について以下のとおり不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>(1) 交付決定日について</p> <p>飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付要綱第6条及び飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱第6条によれば「奨励金・補助金の交付を受けようとする交付対象者は、(略)申請日以後最初の2月末までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。(略)」と規定されている。</p> <p>しかしながら、令和4年度に交付した補助金のうち3件（令和5年2月申請分）の交付決定が3月8日付けとなっていた。</p> <p>今後は要綱に基づき、適切な事務処理を行うこと。</p> <p>○飯塚市筑豊地域外からの移住者住</p>	<p>(1) 交付決定日について</p> <p>交付対象者の要件確認業務（暴力団員でないこと等）に手違いがあり、交付決定が遅れた。今後、このようなことがないように、二重チェックをする等の対応を行なう。</p>

<p>宅取得奨励金 2件 ○飯塚市戸建て中古住宅取得補助金 1件</p> <p>(2) 対象費用の確認について 飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金の共有名義分に係る対象費用の積算について、交付対象とならない共有者（飯塚市内居住）の持分を含めて積算していた。奨励金基準額は超えているため交付金額に誤りはなかったが、今後は要綱に基づき慎重かつ適正な審査を行うこと。</p> <p>(3) 補助金交付申請書の添付書類について 各補助金の交付申請書には、添付書類として申請に係る建物や土地の登記事項証明書の原本を提出させており、要綱や申請書には「全部事項証明書に限る。」旨の記載がされている。 しかしながら、現在事項証明書や法務局の証明でなく登記情報提供サービスから取得した情報を印刷したもの、又は原本でなくコピーが添付されたものが多数あった。登記情報サービスから印刷したものは証明書としての効力はなく、適正な審査が行われたか疑義が生じる。 今後は、要綱に基づき添付書類の確認を徹底するとともに、適正な交付審査を行うこと。</p>	<p>(2) 対象費用の確認について 審査項目チェック表があり、そのフォーマットの中にある「交付対象外の共有名義分は按分になっている」の項目に<b>※注意</b>等を明記するなど審査の際の注意喚起を行なえるよう修正した。</p> <p>(3) 補助金交付申請書の添付書類について ・登記情報提供サービスから取得した情報を印刷したものについては、現在、法務局から全部事項証明書を入手するための準備を進めており、今後、確認を含めて対処を行なう。 ・原本でなくコピーが添付されたものについては、受付の際、原本を確認した上でコピーしていたことから、「原本確認済み」という文言をコピーしたものに追記した。 ⇒また、上記のことに関する対応として、「全部事項証明書（コピー不可）に限る」であることをHP等にて周知を図るよう、準備を進めている。</p>
---	--

**土木管理課【局長指摘事項】**

検討改善事項	措置の状況
<p>1 占用料について (1) 占用期間について 飯塚市道路占用料条例第2条第4項において、「月額をもって定める占用料は、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。」と規定されている。 しかしながら、1月未満の端数がある占</p>	<p>指摘のあった占用料については、申請者が提出した占用許可申請書にあるとおり1ヶ月間の占用許可を申し出たものであった。しかし、占用許可申請書記載の占用期間では、1ヶ月と1日となり占用料については2ヶ月分徴</p>

用期間について、1月未満の端数を切り捨てて計算しているものが見受けられたため、切り上げて占用料を徴収すべきである。

今後は、条例に基づき適切な事務処理を行うこと。

(例)

占用許可申請書

占用の期間：令和5年8月21日から  
令和5年9月21日まで  
1ヶ月間

占用許可書

占用の期間：令和5年8月21日から  
令和5年9月21日まで  
1ヶ月1日間

## (2) 占用料の計算について

飯塚市道路占用料条例別表（第2条関係）において、「法第32条第1項第6号に掲げる施設として祭礼、縁日等に際し一時的に設けるものの占用料は、占用面積1平方メートルにつき1日11円」と定められている。

しかしながら、露店の占用料について、同条例に規定されていない35円を基に占用料の計算を行っていた。

当該占用料は減免されていたため誤った料金徴収はされていなかったが、適正に事務処理が行われているか疑義が生じる。

今後は、条例に基づき適切な事務処理を行うこと。

## (3) 占用許可申請書について

道路占用許可申請については、飯塚市道路占用規則第3条において、道路占用許可申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）が定められており、現在使用されている様式は、準用河川及び法定外公共物占用許可申請を兼ねた様式となっている。

規則に規定している様式を変更する場合は、規則の改正を行うこと。

## (4) 許可書等の記載事項の確認について

提出された許可申請書中に記載されて

取しなければならない。本件については、許可権者も1ヶ月の占用許可に基づき占用料を徴収し、申請者も1ヶ月の占用許可を申し出たものであることから、追加の占用料の徴収は行っていないが、占用許可申請書記載の占用期間について申請者に対して確認をしておけば誤った事務処理は発生しなかったものである。今後は、申請書記載の占用期間の確認を厳密に行うなど、条例に基づき適切な事務処理を行う。

本件指摘については、占用システムへの占用料金入力の際、誤って飯塚市公園条例に規定のある露店の占用金額を入力したことにより発生したものである。今後については、占用システムへの料金入力の際には、入力後占用料金の再確認を徹底するなど、条例に基づいた適切な事務処理を行う。

指摘のあった様式については、飯塚市道路占用規則に規定されているものであることから、規則の改正を行い適切な事務処理を実施する。

指摘のあった許可書等の記載事項

<p>いる工事期間を記載せずに発行している許可書及び工事期間の日付が相違している許可書並びに警察署との協議書が見受けられた。</p> <p>書類作成時には、確認を徹底すること。</p> <p>(例)</p> <p>占有許可申請書</p> <p>占有の期間：令和5年8月1日から 令和5年9月10日まで</p> <p>工事の期間：令和5年8月1日から 令和5年9月30日まで</p> <p>警察協議書</p> <p>占有の期間：令和5年8月1日から 令和5年9月10日まで</p> <p>工事の期間：令和5年8月1日から 令和5年9月10日まで</p> <p>占有許可書</p> <p>占有の期間：令和5年8月1日から 令和5年9月10日まで</p> <p>工事の期間：令和5年8月1日から 令和5年9月30日まで</p>	<p>については、書類作成時の確認不足が原因であることから、今後は、申請書記載の占有期間及び工事期間と協議書及び許可書の記載内容に相違がないか確認を徹底する。</p>
<p><b>2 排水機場管理委託料について</b></p> <p>排水機場操作管理委託料については、操作員及び補助員の実操作時間に応じた委託料の支払いを行っている。</p> <p>令和4年度若菜排水機場操作管理委託において、操作員及び補助員が操作を行った月に提出される「操作記録簿」、及び月毎の操作記録簿を集計した「実操作月別集計表」を確認したところ、補助員の実操作時間の開始（自宅出発）時間が相違していたため、支払い不足が生じていた。</p> <p>実操作月別集計表の積算が委託料の根拠となるため、今後は、操作記録簿と実操作月別集計表の時間に相違がないよう確認を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作記録簿 <ul style="list-style-type: none"> <li>実操作時間の開始（自宅出発）時間 令和4年8月19日 0時23分</li> </ul> </li> <li>・ 実操作月別集計表 <ul style="list-style-type: none"> <li>実操作時間の開始（自宅出発）時間 令和4年8月19日 0時30分</li> </ul> </li> </ul>	<p>指摘のあった操作管理委託料の支払については、操作記録簿から実操作月別集計表への入力ミスが原因であることから、1月10日に河川維持係内で打ち合わせを行い、今後は入力事務担当者が実操作月別集計表に操作人の出発時間及び帰宅時間を入力した後、精算事務担当者が再度チェックを行い、適正な事務処理を実施する。</p>
<p><b>3 土地賃貸借契約について</b></p> <p>地方自治法においては、自治体予算は年</p>	<p>指摘のあった土地賃貸借契約につ</p>

<p>度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。ただし、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。</p> <p>しかしながら、排水路管理設敷土地賃貸借契約について確認を行ったところ、予算の裏付けのないまま、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の借地料を定めた契約を締結していた。</p> <p>令和 7 年度の契約更新時は、長期継続契約もしくは契約期間の見直しを行い、法令に基づいた適切な事務処理がなされるよう、貸主と協議を行うこと。</p>	<p>いては、令和 7 年度以降の契約更新前に相手方と長期継続契約締結もしくは単年度契約の協議を行い、法令に基づく適切な事務処理を実施する。</p>
<p><b>4 旅行命令について</b></p> <p>(1) 旅行命令の決裁について</p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第 1（第 4 条、第 8 条関係）によれば、「部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること」は、部長専決事項（係長以下の職員は部次長専決事項）とされている。</p> <p>しかしながら、係長職以下の職員の県外旅行命令を課長決裁としていた。</p> <p>今後は、規程に基づき適切な事務処理を行うこと。</p> <p>(2) 出張復命について</p> <p>飯塚市職員服務規程第 12 条において、「出張した職員は、帰庁後速やかに出張復命書によりその結果を上司に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭によることができる。」と規定されている。</p> <p>また、同規程第 12 条の取扱について定めた出張復命取扱基準によれば、「出張復命の指示は旅行命令時に実施することとされており、旅行命令（依頼）書の「復命確認印」欄に指示者が押印する」とされている。</p> <p>しかしながら、令和 4 年度及び 5 年度</p>	<p>職員に旅行事案が発生した際には、規程に基づく旅行命令権者による旅行命令により旅行の実施を行う。指摘のあった県外旅行の決裁については、直ちに是正した。</p> <p>また、旅行命令の事務処理について誤った処理を行うことがないようにするため、旅行命令に関するフローチャートの作成を行った。今後は、このフローチャートを確認し、適切な事務処理を行う。</p> <p>指摘のあった復命確認欄の処理については、直ちに是正した。</p> <p>また、旅行命令の事務処理について誤った処理を行うことがないようにするため、旅行命令に関するフローチャートの作成を行った。今後は、このフローチャートを確認し、適切な事務処理を行う。</p>

<p>の旅行命令（依頼）書の「復命確認印」欄には、復命確認印が押印されていないものが散見された。</p> <p>指示者より復命確認印欄の押印をもらうとともに、今後は適切に事務処理を行うこと。</p>	
<p><b>5 しゅん工検査について</b></p> <p>寺浦・鬼ヶ原線支線道路修繕舗装工事のしゅん工検査において、「産業廃棄物の処理についてはマニフェストで確認した。」として、令和5年8月15日にしゅん工を認めていたが、関係書類を確認したところ、産業廃棄物処分受託者からのマニフェスト伝票が令和5年8月16日付けで交付されていた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、受注者から提出された写真により処分業者への持ち込み確認はできるものの、マニフェスト伝票の交付日以降にしゅん工を認めるべきであったと思料する。</p> <p>今後、しゅん工検査の際には、提出書類の確認を徹底すること。</p>	<p>指摘のあった件について、今後はしゅん工検査の際に使用するチェックシートを作成し、提出書類の確認を徹底した上で適切な事務処理を行う。</p>
<p><b>6 草刈委託について</b></p> <p>刈草の処分について確認したところ、受注者から提出された業務写真に撮影されている処分業者への持ち込み車両の車両番号と、処分業者が発行した一般廃棄物受入証明書に記載されている車両番号が相違していた。</p> <p>刈草が実際に処分業者に持ち込まれ、適正に処分が行われたか疑義が生じる。</p> <p>また、別の草刈委託の刈草積込状況写真において、他草刈委託の業務写真が混在しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、委託業務完成（完了）検査の際には、提出書類及び業務の履行について十分に確認するとともに、受注者への指導を徹底すること。</p>	<p>指摘のあった刈草の処分における処分業者への持ち込み車両番号の不一致及び別の草刈委託の刈草状況写真が混在していた件については、今後、委託業務完成（完了）検査の際に提出書類及び業務の履行状況の確認並びに受注者への指導を徹底した上で、適切な事務処理を行う。</p>
<p><b>7 文書管理について</b></p> <p>(1) 情報公開区分について</p> <p>飯塚市情報公開条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないこ</p>	<p>文書管理における情報公開区分が誤っていた文書及び部分公開否理由</p>

<p>とができるものとして、同条第 1 号は個人に関する情報、同条第 2 号は法人に関する情報が規定されている。</p> <p>また、飯塚市情報公開条例解釈運用基準においては、その詳細が示されており、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。</p> <p>しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由「第 8 条第 1 号」及び「第 8 条第 2 号」が記載されていないものが散見された。</p> <p>今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。</p> <p>(2) 事務決裁について</p> <p>3 月中に起票する新年度の年間委託等の伝票決裁欄の取り扱いについては、令和 5 年 3 月 1 日付で財政課より事務連絡が発出されており、「人事異動により決裁権者が替わった場合、令和 5 年 4 月 1 日以降に新しい決裁権者（決裁権者のみ）に押印してもらい、適正な決裁を受けた伝票とする」旨が示されている。</p> <p>しかしながら、以下の年間委託契約の決裁については、前任の決裁権者の決裁のままであり、新しい決裁権者の押印がなされていなかった。</p> <p>早急に決裁を取り直すとともに、今後は適切に事務処理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 年度排水機場操作管理委託（15 箇所分）</li> <li>・令和 5 年度新飯塚駅自由通路エレベーター保守点検等委託</li> </ul>	<p>が記載されていない文書については、1 月 17 日に修正及び記載をし、是正を行った。</p> <p>今後は、飯塚市情報公開条例等に基づく適切な文書管理を行う。</p> <p>財政課より発出された事務連絡を把握していなかったことから誤った事務処理を行っていた伝票については、1 月 15 日に是正を行った。</p> <p>今後は適切な事務処理を実施する。</p>
--	---

**都市計画課【局長指摘事項】**

検討改善事項	措置の状況
<p>1 各種公園の使用許可について</p> <p>(1) 各種公園の使用許可及び減免の決裁について</p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば「行政財産の目的外使用許可のうち、露店商、行商その他これらに類する行為の</p>	<p>(1) 令和 6 年 1 月 14 日に部長による決裁の取り直しを行いました。</p> <p>2 月中に係内で事務決裁規程の決裁区分について研修を行います。</p>



使用許可に関する事」は都市計画課長の専決事項及び「行政財産の目的外使用許可のうち、電柱、電話柱その他の柱類の使用許可に関する事」は課長共通専決事項とされ、その他占用等にかかる行政財産の目的外使用許可については、部長の専決事項とされている。

しかしながら、行政財産の使用許可のうち部長が決裁すべきものを、課長決裁としたものが見受けられた。当該事項については、前回の定期監査でも指摘していたが、是正されていなかった。

また、「所管に属する税外収入の減免に関する事（課長共通専決事項を除く。）」は、部長専決事項とされているが、使用料の減免を課長決裁としているものが見受けられた。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は適正な事務処理を行うこと。

## (2) 使用料の減免について

飯塚市都市公園条例第16条及び飯塚市公園条例第12条によれば、「公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されている。提出された減免申請書を確認したところ、申請理由の記載がないにもかかわらず、使用料を全額減免している事例が見受けられたが、申請理由の記載がないものを減免の対象とすべきではないと思料する。

また、飯塚市都市公園条例施行規則第9条及び飯塚市公園条例施行規則第6条では、使用料を減免する基準及び割合を、次のとおり定めている。

- ・市が主催する行事に利用（使用）  
又は占用するとき 10分の10
- ・市が共催する行事に利用（使用）  
又は占用するとき 10分の5
- ・市が後援する行事に利用（使用）  
又は占用するとき 10分の3
- ・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に認めたとき 市長が定める率

この規定は、減免に際し、減免申請書に記載された申請理由がどの基準に該当するか審査し、減免の割合を決定するものである。

(2) 減免申請書の審査については、減免申請理由を明確にさせるとともに、減免理由が飯塚市公園条例施行規則のどの基準に該当するのかを審査し、減免の割合を決定いたします。

今後は、適正な審査を行うこと。

(3) 使用料の徴収について

飯塚市都市公園条例施行規則第 7 条によれば、「(3) 占用面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。」と規定されている。

しかしながら、面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき、1 平方メートルとして計算せず、過少徴収となっているものが見受けられた。

規則に基づく使用料の算定となっているか再度確認し、適正に事務処理を行うこと。

(4) 許可事項について

飯塚市都市公園条例、飯塚市公園条例及び児童遊園条例に規定された許可において、以下のとおり許可事項を誤った申請書を收受し許可していた。

許可事項	正	誤
都市公園占用許可	公園占用許可申請書	公園施設設置許可申請書 公園内行為許可申請書
児童遊園目的外使用	公園使用許可申請書	公園内行為許可申請書

今後は、適切な事務処理を行うこと。

(5) 債権管理について

飯塚市債権管理条例施行規則第 4 条によれば、「条例第 4 条の規則で定める事項に(4)債権の徴収に係る履歴」とされているが、債権を管理する台帳に使用料の徴収に係る履歴（納入日等）を記載していなかった。そのため、収入状況を把握できず、令和 4 年度の市有土地使用料が出納閉鎖日以降に収納されることとなった。

今後は、飯塚市債権管理条例施行規則で定める事項を記載した台帳を整備し、

(3) 2 月中に係内で飯塚市都市公園条例施行規則を確認するとともに、飯塚市都市公園条例施行規則に基づく端数計算の方法について研修を行います。

(4) 各種許可申請書を受け付けた際には、各条例の許可事項の確認を十分に行ってまいります。

(5) 令和 5 年度末までに、飯塚市債権管理条例施行規則で定める事項を記載した台帳を整備いたします。

<p>適正に債権管理をすること。</p> <p>(6) 許可書の交付について 飯塚市都市公園条例施行規則第4条によれば、「公園の利用及び占用並びに許可事項の変更を許可したときは、許可書(様式第7号)を交付する。」と規定されているが、許可を受けた者に許可書を交付せず、所管課にて保管したままとなっていた。</p> <p>また、規定された許可書(様式第7号)にある許可日を記載していない許可書が見受けられた。</p> <p>今後は、適切な事務を行うこと。</p>	<p>(6) 2月中に係内で許可日の記載の徹底及び確実な許可書の交付について、研修を行います。</p>
<p><b>2 土地賃貸借契約について</b></p> <p>地方自治法においては、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない(予算単年度主義)と規定されているため、予算の裏付けがない複数年の契約は原則的には認められていない。ただし、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。</p> <p>しかしながら、都市公園内に存在する私有地にかかる土地賃貸借契約について確認を行ったところ、予算の裏付けのないまま、令和3年2月1日から令和8年3月31日までの期間の借地料を定めた契約を締結していた。</p> <p>令和8年度の契約更新時は、長期継続契約もしくは契約期間の見直しを行い、法令に基づいた適切な事務処理がなされるよう、貸主と協議を行うこと。</p>	<p>本件については、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約(不動産契約)に該当することを契約課へ確認しましたので、次回契約更新時(令和8年度)には、長期継続契約にて契約を行うよう契約書の修正を行いました。</p>
<p><b>3 屋外広告物(新規・更新・変更)許可について</b></p> <p>(1) 新規許可について 屋外広告物新規許可について、次のとおり申請日前の期間に対し許可していた。</p> <p>申請日：令和5年6月19日 許可日：令和5年6月19日 表示(設置)期間： 令和5年6月1日から</p>	<p>(1)2月中に係内で屋外広告物新規許可に関する許可日と許可期間の取り扱いについて研修を行います。今後は、事務処理又は決裁において十分に確認を行うよう徹底いたします。</p>

令和5年6月19日

管理監督者は確認を徹底し、適切な事務処理を行うこと。

(2) 更新許可について

福岡県屋外広告物条例施行規則第7条によれば、「許可の期間の更新を受けようとする者は、すでに受けている許可期間の満了の日の10日前までに屋外広告物許可申請書を提出しなければならない。」とされている。

しかしながら、許可期間の満了の日以降に提出された更新に対し、許可期間の満了の翌日から許可しているものが見受けられた。

(例) 申請日：令和5年6月6日

表示（設置）期間：

令和5年4月10日から

令和8年4月9日まで

これは、更新申請ではなく、新規申請として取り扱うべきと思料する。

さらに、表示（設置）期間について、前回許可期間の満了の翌日から継続した許可期間でないにもかかわらず、期間の更新を許可していたもの、また、申請した期間と異なる期間で許可していたものが見受けられた。

今後、規則に従い、適正に事務処理を行うこと。

(3) 許可書の交付について

屋外広告物許可申請書において、変更許可申請書に対し、更新許可書を交付していた。

また、許可の期間の更新であるにもかかわらず、変更許可申請書が提出され、更新許可書を交付していた。

今後、適正に事務処理を行うこと。

(2) 屋外広告物の更新許可については、更新月前には相手方へ通知を行い、更新期限前には催促を行っているところではありますが、今後は、催促の開始時期を早めたり、回数を増やすなど、更新期限までに提出していただけるように努めてまいります。

(3) 2月中に係内で許可申請内容と許可内容の徹底について、研修を行います。

4 旅行命令について

飯塚市職員等旅費条例第4条では、「旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない」、また、同施行規則第5条では、「往復公用車使用による旅行の旅行命令を発する場合には、旅行命令（依頼）書（様式第3号）」と規定されている。

令和6年1月11日に部長による決裁の取り直しを行いました。

2月中に課内で職員の公用車による出張について、飯塚市事務決裁規程に基づき研修を行います。

しかしながら、職員が公用車で出張を行った際に、様式第3号による旅行命令等がなされていなかった。

また、飯塚市事務決裁規程別表第1によれば「部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること。」は、部長専決事項（係長以下の職員は部次長専決事項）とされているが、課長及び課長補佐の県外の旅行命令を次長決裁としていた。

早急に決裁を受けるとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。